

## ふじみ野市と東邦音楽大学の連携協力に関する包括協定書

(目的)

第1条 この協定は、ふじみ野市と東邦音楽大学(以下、「両者」という。)とが、包括的な連携の下、様々な分野において相互に連携協力することで、地域の福祉等における課題に対して、その解決等に向けた環境の整備に貢献するとともに、地域社会の発展や地域の人材の育成に資することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項の連携協力を推進するものとする。

- (1) 社会福祉の充実に係る事項
- (2) 教育・文化・スポーツの発展と振興に係る事項
- (3) 環境の保全・回復・創出に係る事項
- (4) 産業振興に係る事項
- (5) 地域コミュニティの発展に係る事項
- (6) 人材育成に係る事項
- (7) その他、両者が必要と認める事項

(連携調整窓口と定期的な協議)

第3条 連携協力事項の円滑かつ効果的な推進を図るため、両者に窓口を設置するとともに、連携の具体的内容に関して定期的な協議を実施するものとする。

(経費負担)

第4条 連携協力事項の実施に要する経費については、原則として両者においてそれぞれ応分に負担するものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、両者のいずれからも改廃の申入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後の更新についても、同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めるもののほか、包括的な連携協力に必要な事項については、両者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者署名の上、それぞれその1通を保有する。

平成28年12月22日

ふじみ野市長

東邦音楽大学学長

高畑 博

三宅戸 東光